

埼玉県暴力団排除条例 Q & A

問	質問内容	項
1	条例（第3条第2項）に規定されている「暴力団関係者」には、どのような人が該当するのですか。	2
2	条例（第3条第2項）に規定されている「（暴力団員又は暴力団関係者との）不適切な関係」とは、どのような関係をいうのですか。	
3	暴力団排除に向けて、県民は何をすべきですか。	3
4	暴力団排除に向けて、事業者は何をすべきですか。	
5	「利益の供与」とは、どのような行為をいうのですか。	
6	どのような行為が、条例第19条第1項第1号に定める「暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をすること」に当たるのですか。	4
7	どのような行為が、条例第19条第1項第2号に定める「暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること」に当たるのですか。	
8	どのような行為が、条例第19条第1項第3号に定める「利益の供与」に当たるのですか。	5
9	どのような行為が、条例第19条第2項に定める「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与」に当たるのですか。	
10	暴力団員等に対する利益の供与であっても、条例で禁止される利益の供与行為に該当しないものには、どのようなものがありますか。	
11	事業者が取引を行う場合、取引の相手方が暴力団員であるか否かを必ず確認しなければならないのですか。	6
12	取引を行う場合に、取引の相手方が暴力団員であるか否かを確認する方法について教えてください。	
13	暴力団員を客に接する業務に従事させないための対策はありますか。暴力団員だと知らずに接客業をさせてしまった場合でも条例違反になりますか。	7
14	暴力団排除特別強化地域外の場所で営業している風俗店や飲食店の事業者が、条例違反で刑事処罰を受けることはないのでしょうか。	
15	事業者の中でも、特に不動産業者や建設業者が行うべきことは何でしょうか。	
16	事業者が法人である場合、当該事業者の従業員が利益供与違反をしたときに、誰が公安委員会から「勧告」を受けるのですか。	8
17	県民や事業者が暴力団排除活動に取り組む場合、県（警察）はどのような支援をしてくれるのですか。	

Q 1 条例（第3条第2項）に規定されている「暴力団関係者」には、どのような人が該当するのですか。

A 次のような場合などが該当します。

- 暴力団の威力を利用し、又は利用しようとする者
- 暴力団又は暴力団員に資金若しくは役務を提供し、又は便宜を供与する者
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約や物品購入契約等を締結している者
- 法人でその役員等のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- 法人で暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

Q 2 条例（第3条第2項）に規定されている「（暴力団員又は暴力団関係者との）不適切な関係」とは、どのような関係をいうのですか。

A 次のような場合などが該当します。

- 暴力団員が主催するゴルフコンペにたびたび参加している場合
- 暴力団員であることを知りながら、頻繁に飲食を共にしている場合
- 誕生会、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合
- 暴力団員が経営する会社であることを知りながらその会社の役員、従業員等に就いている場合

Q 3 暴力団排除に向けて、県民は何をすべきですか。

A 暴力団は、県民生活や社会経済活動に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを県民の皆さんに認識していただき、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に利益を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を実践していただくとともに、暴力団員等と不適切な交際を行わないようお願いします。

また、地域における暴力団排除活動等に積極的に参加していただくとともに、暴力団に関する情報を知った場合は、警察等へ提供していただくようお願いします。

Q 4 暴力団排除に向けて、事業者は何をすべきですか。

A 事業者の皆さんが、その行う事業から暴力団を排除するための取り組みを推進していくことは、事業の健全性及び適正性を確保するとともに、その社会的責任を果たす上でも重要なことです。

事業者の皆さんに求められること

- 取引の相手方が暴力団員でないことを確認するよう努めること
- 事業活動が暴力団に利益をもたらす結果とならないように努めること
- 県の行う暴力団排除活動に関する施策に協力すること
- 暴力団からの不当な要求等に適切に対応するため、事業者による暴力団排除団体の結成に努めること
- 暴力団排除活動に有益と思われる情報を警察等に提供するよう努めること

Q 5 「利益の供与」とは、どのような行為をいうのですか。

A 「利益の供与」とは、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して「金品その他財産上の利益」を与えることをいいます。

ここでいう「金品その他財産上の利益」とは、金銭、物品はもとより、債務の免除、金銭等の貸与、労務の提供等これを受ける者にとって財産的利得のあるものすべてをいいます。また、対償の有無を問わないので、例えば事業者が暴力団員に定価で商品を販売して代金を受け取った場合であっても、暴力団員に商品を交付するという「利益の供与」を行ったこととなります。

ただし、条例で禁止される「（暴力団員等に対する）利益の供与」は、暴力団活動を助けたり、暴力団の運営に役立つこととなるなどの場合に限られます。

Q 6 どのような行為が、条例第19条第1項第1号に定める「暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をすること」に当たるのですか。

A 次のような場合などが該当します。

- 飲食店経営者が、暴力団員に対し、事前に用心棒料を支払う行為
- ※ 暴力団排除特別強化地域の営業に関する特定営業者の行為は条例第22条の3の違反として刑事処罰の対象となります。
- 金融業者が、「債権の取立てに組（暴力団）の力を貸してほしい。」と暴力団員に依頼し、金銭を支払う行為
- 不動産業者が、マンション用地を取得するに際し、買収に応じない住民対策を暴力団員に依頼し、金銭を支払う行為
- 建設業者が、下請け工事の参加に口添えをしてもらうことを期待して、暴力団組長を囲む親睦会を結成し、会費名目で資金を提供する行為

Q 7 どのような行為が、条例第19条第1項第2号に定める「暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること」に当たるのですか。

A 相当な対償がない利益の供与とは、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して一方的に金銭を提供すること、無償で物品を提供すること、社会通念上妥当といえる程度の対価と比べて著しく格安で物品を販売すること、物品購入の対価として著しく多額の金銭を支払うことなどをいいます。

具体例

- 飲食店業者が、暴力団員にいわゆるみかじめ料等を支払う行為
- ガソリンスタンド経営者が、近接する暴力団事務所に集合する暴力団員に対し、敷地を駐車場所として無償で提供する行為
- 不動産業者が、自己の管理するマンションにある暴力団事務所の光熱費を負担する行為
- 事業者が、暴力団組長の襲名披露にご祝儀を贈る行為
- 事業で得た収益の一部を実体のない業務委託費名目で暴力団員に支払う行為

Q 8 どのような行為が、条例第19条第1項第3号に定める「利益の供与」に当たるのですか。

A 事業者が、暴力団員又は暴力団員が指定して者に対し、次のような行為をした場合などが条例第19条第1項第3号に定める「利益の供与」に該当します。

- 襲名披露式、組葬等を行う場所を提供すること
- 出資又は融資をすること
- その事業の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせること

※ 条例違反に該当するか判断できないような場合には、早い段階で警察に相談をするようにしてください。

Q9 どのような行為が、条例第19条第2項に定める「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与」に当たるのですか。

A 条例第19条第1項各号に定められた利益の供与以外で、暴力団が縄張りの維持、資金又は組員の確保等のために行う様々な活動を助けたり、暴力団が組織としての機能を継続的に発揮することに役立つような利益の供与が該当します。

具体例

- 印刷業者が、代紋の入った暴力団員の名刺や暴力団組織の名称の入った挨拶状、破門状等の書状を印刷する行為
- 自動車整備工場が、暴力団組長の専用車に防弾ガラスを取り付ける行為
- 暴力団の会合に集合するために使用することを知りながら、レンタカーを貸し出す行為

Q10 暴力団員等に対する利益の供与であっても、条例で禁止される利益の供与行為に該当しないものには、どのようなものがありますか。

A 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対する利益の供与であっても、

- 取引の相手方が暴力団員であっても、個人の日常生活に必要な範囲における取引である場合
- 取引の相手方が暴力団員であることが後から分かった場合
- 法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行として、利益供与を行う場合

などは、条例で禁止される利益供与行為から除外されています。

条例で禁止される利益供与行為に該当しない例

- コンビニエンスストアが、暴力団員に対しておにぎりや清涼飲料水等の日常生活に必要な物品を販売する行為
- 葬祭業者が、家族葬として行われる暴力団員の葬儀のため、葬儀会場を貸し出す行為
- レンタカー業者が会社の会合のための送迎用として使用する旨の申込みを受け、マイクロバスを貸し出したところ、貸与した相手が暴力団員であることが後から判明した場合
- 暴力団事務所に電気やガスを供給したり、医師が診療行為を行うなど法令に基づいて行われる行為
- 事務機器リース事業者が条例施行前に契約を締結し、暴力団事務所に事務機器をリースしていたところ、契約満了日までリースサービスを継続する行為

※ 条例違反に該当するか判断できないような場合には、早い段階で警察に相談をするようにしてください。

Q11 事業者が取引を行う場合、取引の相手方が暴力団員であるか否かを必ず確認しなければならないのですか。

A 条例第21条第1項は、事業者はその事業に係る取引が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認められる場合」に、取引の相手方その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めなければならない旨規定しています。

具体例

- ホテルが「襲名披露式」という名目の宴会予約を受けた。
- 印刷業者が暴力団の代紋の入った名刺の印刷依頼を受けた。
- 取引の申込みに際し、取引の相手方等が代紋バッジを着けていたり、会話の中に暴力団員であることをうかがわせるものがあった。

※ スーパーやコンビニにおいて個人に対して日用品を販売する場合など一般的な商取引の場合にまで相手方の確認を求めるものではありません。

Q12 取引を行う場合に、取引の相手方が暴力団員であるか否かを確認する方法について教えてください。

A 事業者の方は、

- 相手方の風体、言動、取引の内容及び新聞、テレビ、インターネット等を通じて収集した情報等から判断する。
- 取引の契約内容に暴力団員を契約の相手方としないことを明記する。
- 取引の相手方から暴力団員でないことの誓約書を徴収する。

などの方法で相手方を確認することとなります。

このような措置をとっても取引の相手方が暴力団員である疑いが払拭できず、このまま取引を行えば暴力団の活動を助けることとなるなどのおそれがある場合には、警察にご相談ください。

警察では、暴力団との関係遮断を図るなど暴力団排除活動に取り組まれている事業者の方に対し、取引の相手方が暴力団員に該当するか否かの情報を個々の事案に応じて必要な範囲内で提供しております。詳しい手続等については、最寄りの警察署、埼玉県警察本部捜査第四課又は公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターにお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

埼玉県警察本部捜査第四課 (代)048-832-0110
公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
048-834-2140

Q13 暴力団員を客に接する業務に従事させないための対策はありますか。暴力団員だと知らずに接客業務をさせてしまった場合でも条例違反になりますか。

A 事案の内容にもよりますが、暴力団員だと知らずに接客業務をさせてしまった場合には、条例違反には当たらないと考えられます。しかし、途中で暴力団員であることが発覚したにも関わらず、当該従業者に接客業務をさせていた場合には、条例違反に抵触します。

条例では、暴力団員を雇用することまでは禁止していませんが、暴力団員を客に接する業務に従事させないために、就業規則等に暴力団排除条項を盛り込むことや従業者から自身が暴力団員ではない旨（将来も含めて）の誓約書・確約書を徴求することなどの対策が重要です。

Q14 暴力団排除特別強化地域以外の場所で営業している風俗店や飲食店の事業者が、条例違反で刑事処罰を受けることはないのでしょうか。

A 例えば、特別強化地域外でコンパニオン派遣業を営む者が、特別強化地域内に従業者を派遣した場合で、当該営業に関して、条例第22条の3に規定されている禁止行為をしたときは、条例違反として刑事処罰の対象となる可能性があります。

Q15 事業者の中でも、特に不動産業者や建設業者が行うべきことは何でしょうか。

A 暴力団事務所は、暴力団の活動の拠点であることから、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすものであるとともに、これが開設されると周辺住民の方々の安全で平穏な生活が大きく脅かされることになります。

そのため、不動産業や建設業を営む皆さんには、契約の相手方に対し、その契約に係る不動産や建物を暴力団事務所として使用しないことを確認するよう努めていただくとともに、暴力団事務所として使用することが分かった場合は、不動産の売買や賃貸、建設工事を行わないようお願いいたします。

また、不動産の売買や賃貸、建設工事の契約書に

- 不動産等を暴力団事務所には使用してはならないこと
- 暴力団事務所として使用していることが分かったときは、催告を要しない契約解除や買戻しをすることができること

などの「暴力団排除条項」を明記していただき、万が一契約した後に暴力団事務所として使用していることが判明した場合であっても、契約解除等に努めていただくようお願いいたします。

Q16 事業者が法人である場合、当該事業者の従業員が利益供与違反をしたときに、誰が公安委員会から「勧告」を受けるのですか。

A 事業者とは、事業を行う法人その他の団体又は個人をいいます。したがって、事業者が法人であり、その法人に勤務する従業員がその事業に関して利益供与違反をした場合は、当該法人（代表者）に対して「勧告」が行われることとなります。ただし、各支店や各営業所等がそれぞれの責任と判断において行っている事業に関して、利益供与違反が行われたときについては、これらの責任者に対して「勧告」が行われる場合もあります。

Q17 県民や事業者が暴力団排除活動に取り組む場合、県（警察）はどのような支援をしてくれるのですか。

A 条例第10条において、県（警察）は、県民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他必要な支援を行う旨を規定しており、警察では、暴力団と手を切ろうとする県民や事業者に対して、暴力団情勢や暴力団との関係遮断を図るためのノウハウ等を提供したり、必要な助言を行っています。

また、暴力団からの不当要求等を拒否したり、暴力団排除活動に取り組んでいる県民や事業者の皆さんが、暴力団から危害を加えられるようなことは絶対にあってはならないことであり、条例でもこれらの方々を保護するための措置に関する規定を設けています。

県警としては、これまでも暴力団から危害を加えられるおそれのある方などに対する保護対策については万全を期していますが、今後も、必要に応じて自宅等への立ち寄り警戒、非常通報装置の設置など万全の措置を講じて参ります。

なお、暴力団から危害を加えられるおそれがある場合には、最寄りの警察署又は埼玉県警察本部捜査第四課にご相談ください。

（緊急の場合には、躊躇^{ちゆうちよ}することなく110番通報してください。）